

2021.6.25
第83号

家庭問題情報誌 小あみりお

編集・発行
公益社団法人 家庭問題情報センター
PHONE / 03-3971-3741



《目次》

令和家族考《キレイやすい子どもの背景》1-3頁

アラカルト《離婚後の親支援講座の取組みについて—はあと面会交流支援事業から—》4-5頁

海外トピックス《アジア・太平洋地域におけるLAWASIAの存在意義—子どもの生存・発達する権利と法の支配の視座から—》6-7頁

◆令和家族考 83

キレイやすい子どもの背景

児童、青少年の健全育成にかかわる分野で、最近の子どもはキレイやすいという話をよく耳にします。友だちとの遊びの場面や学校の教室場面で、些細な出来事で怒りの感情をコントロールできなくなり、粗暴なふるまいをする傾向を指しているようです。なぜなのでしょう。今回は、この問題について、長年、青少年の育成に取り組んできた立正大学社会福祉学部教授村尾泰弘さん(当法人の会員)に、掘り下げていただきました。

1 親密な友人関係を体験しない子どもたち

この背景の一つには人間関係が希薄になったことが挙げられます。子どもたちの遊びは、いわゆる「ゲーム」など一人遊びが主流になってきています。また、塾通いなどライフスタイルの変化によって、親密な仲間集団を形成できない子どもが増えています。例を挙げてみましょう。例えば、先生に叱られたとします。それに対して納得のいかない場合もあるでしょう。そういう場合は、友人たちに憤懣をぶつけて怒りを解消すると思います。しかし、そういう腹を割って話をする友人がいないとどうでしょうか。キレイしてしまうことになります。

筆者はよく笑い話のように言うのですが、キレイなのは切れているから。つまり、人間関係が切れると、キレイすくなるのです。

また、ギャング・エイジという言葉があります。これは子どもが小学校の中学年や高学年になると、同性同士で親密なグループを形成する時期があり、これを従来から「ギャング・エイジ」と呼ぶのです。例を挙げますと、秘密基地などをつくって、そこに集まり、自分たちの「掟(おきて)」のようなものをつくって、それに従うといったも

のです。

ところが、このギャング・エイジを経ない子どもたちが増えたという指摘があるのです。考えてみれば納得のできるところです。従来であれば、午後5時になって「帰りたい」という子が出てきても、その子は「みんなで6時まで遊ぼうって約束したじゃないか。何で約束を破るんだよ」などと言われ、「ママから5時には帰っておいでと言われていたけど、いいや、今日は6時まで遊んじゃおう!」と、自分たちの「掟」を優先するというわけです。

ところが、塾だ、スイミングだ、ピアノのレッスンだというスケジュールが満載の子どもたちは、自分たちのグループどころではないのです。

2 自己愛の問題

もう一つには、子どもたちの自己愛化が考えられます。

現代は少子化の時代といわれています。しかも、生活は物質面で豊かになっています。幼稚園の発表会などを見てつくづく感じるのですが、ステージ上の子どもたちは、親たちにとってまるでスターのようです。

この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



この状況は、場合によっては、うぬぼれの強い自己愛的な子どもたちを生みだしていくと指摘する者もいます。自己愛的な子どもが増えたという指摘です。

自己愛にも健全な自己愛と不健全な自己愛があります。ここで問題になるのは、不健全な自己愛です。実力もないのにプライドだけが高い。実は自信もないのに、人を人とも思わない横柄な態度をとる。自分中心の勝手な論理で行動する。他人を思いやるような共感性に欠けている・・・こういう自己愛は不健全な自己愛といえるでしょう。このようなナルシストが増えているのです。かれらの特徴はヴァルネラビリティと呼ばれる独特の「傷つきやすさ」をもっていることです。かれらは対人関係で非常に傷つきやすい。キレル子どもたち、あるいは青年たちの背景には、実はこの「傷つきやすさ」が存在するのです。

なぜ、こういうナルシストができあがるのでしょうか。

ひとつには親の関わり方の問題が指摘できます。親から一方的に過剰な期待や願望を押しつけられると、子どもたちは本当の自分を生きることができなくなります。この「一方的に」というところが問題です。親の道具として偽りの自分を形成するわけで、それが自己中心的ナルシストを生み出していくのです。

このような悪しき自己愛化は、共感性の乏しい自己中心的な人格、脆弱で傷つきやすいナルシストを作り上げていきます。かれらは往々にして尊大な態度をとりますが、それは弱々しい真の自分の上に肥大した偽りの自分が乗っているからです。実際は、ちょっとした非難や批判にぐらぐらと揺れている。かれらが自分の意見を少しでもけなされるとひどく怒りを爆発させるのはこのためなのです。このような怒りの爆発は「自己愛的激怒」と呼ばれています。最近の子どもや若者の「キレル」現象は、まさにこの自己愛的激怒と関係があるといつてよいでしょう。

3 自己愛とコフト

ここで、自己愛に関連して、ハインツ・コフト (Kohut, H.) のことに触れておきます。

現代米国社会の背景に自己愛の問題があることを見抜いたのはコフトでした。彼はやがて独自の自己心理学を発展させていきました。

コフトは精神分析的臨床家として早い段階から、治療困難な患者の深層心理に自己愛の問題が隠されていることを見抜いていました。しかし、それを理論的に展開することにすぐには着手せず、正統的な精神分析の実践を行い、むしろそのことで学会からは高い評

価を得ていました。51歳の1964年にはアメリカ精神分析学会会長にまで昇りつめています。

しかし、やがて彼は伝統的な精神分析から離れ、自己心理学といわれる独自の学問的立場に立つようになります。

自己心理学では自己の萌芽形態は出生の瞬間から存在し、発達し始めると考えます。しかし、そのような早期の自己はあくまで未熟なものであり、傷つきやすいものです。したがって、保護や世話をしてくれる対象なしには生存したり発達を続けることはできない。そうした対象をコフトは「自己対象」と呼びました。

自己対象とは、対象でありながらも、その人にとっては自己の一部として感じられるものであり、逆に自己の一部として感じられながらも、対象として一定の発達促進的・情緒安定的作用を自己にもたらすものです。

4 自己対象の機能

こうした自己対象が人間の発達に寄与する機能としては次の3つがあります。

① 鏡映機能 (mirroring)

相手の人に関心を持つこと、関心を持って問いかけ話しかけること、輝きのまなざしで見ること、その人のことについて記憶すること、応答すること、賞賛することなどです。こうしたことを出産したばかりの母親は、ごく自然に乳児にほほえみかけ、問いかけることによつて行っているといえます。鏡のように映し返すということです。それを土台にして、子どもも母親等の要求をとらえ、それに応答するのです。人間関係の土台にあるのはこのような鏡映であり、そのように自己対象から関心を持たれ尊重されることによつて、その人自身もまた自己対象に応答することができます。このようにして、自己感はより強固になっていきます。

さて、このように見ると、自分の理想や願望を一方的に子どもに押しつける母親は、この鏡映に問題があることが理解されます。

② 理想化機能 (idealizing)

これは自己対象を理想化し、尊敬の対象としてそれに同一化すること。そして、それを通じて、部分的に欠けた自己、不完全な自己をより完全なものにしようとするものであり、鏡映不足を補うための自己の(自己愛的)修復作業の1つです。子どもは、依存し同一化することのできる、安定し理想化された自己対象を強く求めるようになります。その古典的モデルは「強い父親」ですが、それに限定される必要はなく、母親、他の身近な大人、強大な集団、強大な国家などが、理想化された自己

対象を個人に提供してきました。

鏡映的自己対象は、文字通り鏡となって子どもを照らし出すことですが、理想化機能としての自己対象は、模範となってそれに同一化しようとする子どもの模範と順応性を引き出すことで、それに寄与します。これもまた日本では「かがみ」(鑑)と呼ばれており、興味深いところです。

日本では、権威的な対象への従順性を重視する儒教的・家父長的伝統を歴史的に持っているため、「甘やかすのはよくない」、「過保護は慎め」などの、鏡映的自己対象の機能の提供はほどほどにしたほうがよいという意味を持った教訓が、江戸時代の貝原益軒の子育て論以降繰り返し主張されてきました。このことは、鏡の持つ鏡映的機能よりも、理想化的な鑑(かがみ)の機能をより重視してきたといえます。

自己対象の鏡映的機能と理想化機能によって自己は発達するという自己心理学的視点は、言葉を換えれば、ふたつの「かがみ」(すなわち鏡と鑑)によって自己は成長すると考えてもよいでしょう。

③ 双子機能 (twinship)

子どもの自己によく似た自己対象である場合には、子どもの分身となってその自己の安定に貢献する機能をより強く持つ場合があります。コフトはこれを双子機能と名付けました。それは、自分と似た人間と共感的に接触し、同じことをし、同じ考えを持つことによって、安心感を抱いたり、自己統合感を抱くことのできる自己対象の機能です。一時的にせよ、主体としての自己と対象としての自己が統合されれば、傷つきは癒されます。児童期以降にしばしば見受けられる親友が、パートナーとしてもライバルとしても双子的自己対象に該当するでしょう。

5 ヴァルネラビリティ (傷つきやすさ) と自己愛

自己心理学的な立場に立てば、人間存在の本質は自己の傷つきやすさ、すなわちヴァルネラビリティと考えられます。自己の発達とは、そのような傷つきやすい自己が自己対象とのかわりによって発達していくプロセスと考えられます。

子どもの自己対象機能が不適切にしか作用しなかった場合、すなわち鏡映的な自己対象が、生まれつつある子どもの自己に共感せずに拒絶する場合、あるいは理想化された自己対象がそれに応じようとしない場合、子どもの自己は、統合感を得ることができず、断片化します。すなわち、バラバラになる危機に直面することになるのです。その脆弱さがヴァルネラビリティと呼ばれ

る人格的傷つきやすさです。こうした自己の傷つきやすさに自己の関心を集中させ、それを慰撫したり、より一層の傷つきから自己を防衛するための自己刺激を行うことを自己愛と呼ぶことができるでしょう。

この自己愛的防衛・修復作業の中心となるのが、自己の誇大化であり、前述した自己愛的激怒の反応です。

自己の誇大化とはまさに自己愛の中核ともいえます。ナルシスは泉に映った自分を見て恋いこがれてしまいます。この神話に認められるのは、ナルシスが泉に映った自分の姿を理想化し、誇大化したことです。この自己陶醉の姿が、自己の誇大化及び自己愛それ自体の原型といえます。

傷つきやすく危ういがゆえに、それを防衛するために、自己を誇大化するので。

自己愛的激怒についてコフトは「自己愛的な人による自己愛的な期待に、その人自身や他者が添えないときに発生する」と述べています。自己愛的な人に見られる強い癩癩であり激怒です。

その根底にあるのは、傷ついた自己を防衛するために自己対象を絶対的に支配したいという誇大な自己への強い欲求であり、それが自己対象によって拒絶されればされるほどより激しい怒り=癩癩となって現れてくるのです。

繰り返しますが、自己愛的な人は自分の考えや意見に一見自信満々であるかに見えますが、実は、自分に対して自信がなく、非常に危ういのです。だからこそ、少しでもけなされたり、違う意見を主張されると烈火のごとく怒り出すと考えられるのです。

6 不健全な自己愛的子どもを生み出さないためには

このような不健全な自己愛的子どもたちを生み出さないためには、私たちは何をすればよいのでしょうか。

ただ、厳しく躰ければよいのでしょうか。

筆者はもちろんそのようには考えません。双方向の気持ちの交流を増やすことが重要と考えます。上述しましたように、親から子への一方的な接し方、この一方的にというところが問題と考えます。豊かな感情交流を活性化すること、そして、子どもの良いところを褒め、そのうえで、問題行動を自覚させることです。このことによって、子どものこころの中は、悪しき自己愛ではなく、豊かな自己肯定感に変わっていきます。

子どもの性格形成や対人関係を上手に処理していく能力の土台には豊かな自己肯定感があります。このことに注目すべきだと考えるのです。

離婚前後の親支援講座の取り組みについて

－はあと面会交流支援事業から－

FPIC は平成 28 年に厚労省から受託した「親子の面会交流の円滑な実施に関する調査研究」を機に、離婚を考える方々への早い段階での子どもの視線を重視した親ガイダンスの必要性を痛感し、東京相談室では毎月 1、2 回、「かるがもミニセミナー」を実施しております。令和 2 年度からは東京都でも親支援講座の取り組みが始まりましたので、東京都ひとり親家庭支援センター「はあと」の矢島恵子さんに紹介していただきます。

1 東京都内で暮らしているひとり親家庭の世帯数

東京都内で暮らしているひとり親家庭の世帯数は、母子世帯が 60,848 世帯、父子世帯が 6,211 世帯となっています。全世帯数に占める割合から見ると、母子家庭が 0.9%、父子世帯が 0.1%となっています。(第 4 期東京都ひとり親家庭自立支援計画より)

2 ひとり親家庭等の相談窓口「はあと」

東京都は、令和 2 年 3 月に「東京都ひとり親家庭自立支援計画(第 4 期)」を策定し、相談体制の整備や就業支援策、子育て・生活の場の整備、経済的支援策を総合的に展開しています。

その相談・支援の窓口を、東京都から受託をしているのは「東京都ひとり親家庭支援センター『はあと』(母子家庭等就業・自立支援センター)」です。事務所は、JR・地下鉄 4 路線が乗り入れている非常に利便性の高い飯田橋駅に構えております。また、令和 2 年 10 月に、多摩地域にも新たにひとり親家庭等への総合的な相談拠点が設置されました。

3 「はあと」に寄せられる相談者の声から

数億人の中から一組の男女がめぐり合い、生涯の苦楽を共にすることを誓う。そして子どもが誕生し家庭を築き上げていく。まさにそれは地球が誕生するかのような奇跡的なことであると思います。

しかし、こうしたかけがえのない家族にも、時間が経過してくると、さまざまな悩みが生じてくる場合があります。日々の暮らしの中で、価値観などの違いから少しずつ夫婦としての歯車がかみ合わなくなり、思い描いていた家庭生活との違いが出てくる人は少なくないように見受けられます。

「はあと」では、このようなやり場のない気持ちや、怒り、悲しみなどについて、いつでもご相談をお受けできるような体制を整えています。利用者の多くは、いつも胸に何かつかえているような違和感に浸りながら、自分を責め、不安定な生活の中で人生の大きな岐路に立ち、助言を求めてきます。

私たちの組織は、「ひとり親家庭支援センター」という名称です。日々の相談事業の中で、とてつもない息苦しさや辛い気持ちを心から傾聴し、寄り添いながらも、ひとり親の厳しい現状をお伝えすることも重要な責務と考えています。

4 東京都ひとり親家庭支援センター「はあと」の面会交流支援

東京都内にはひとり親家庭世帯数が多く、都は面会交流支援を全国の自治体に先駆けて平成 24 年から開始しています。「はあと」では、離婚前後の生活相談全般や、子

どもの養育費などの専門相談を受け付けていることから、都の受託によりセンター事業の一環として、親子の面会交流支援事業も担うことになりました。

東京都の面会交流支援は、それぞれの親が面会交流に合意していることを前提に、都内に住む 15 歳未満の子どもをもつ一定の所得基準の方を対象としています。面会交流支援に係る費用は東京都の公費で賄うことにより、利用者の負担にならないようになっています。

「はあと」では、親の離別と直面した子どもたちにとっては、離れて暮らしている一方の親と定期的かつ継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだりすることで、父母のどちらからも愛されていると実感し、深い安心感と自尊心を育むことができるという考えに基づき、「面会交流支援」に取り組んでいます。このように別居親との良好な繋がりを継続し、新たな関係を構築することができるような仕組みを大切にしています。

受付ける面会交流の相談件数は、相談全体の割合から見ても多く、当事者の関心の高さが伺え、支援の必要性を強く感じています。また、「はあと」に寄せられる相談件数は、圧倒的に母からの相談が多いところですが、面会交流の相談については、子どもと面会できない父からの相談の方が、母より上回る月があるということが特徴的です。

全国の離婚件数は 2002 年をピークに年々減少傾向にあるのに対して、面会交流の調停件数は、増加傾向にあります。

「はあと」での面会交流の相談内容には、父親として子育てに積極的に参加したいという声が多くあり、父親の子育てに関する意識の変化が影響しているのではないかと考えています。

具体的な支援の流れは、支援申込者の所得等一定の資格審査を行います。支援決定後、面会交流の方法等を確認するために「FPIC(公益社団法人家庭問題情報センター)」との連携により事前相談を行います。その場面では、当事者から双方の状況を丁寧に聴き取りますが、それぞれが全く正反対の主張をされることが多く、支援対応の難しさを痛感しています。現代の多様な家族の面会交流を円滑に実施していくには、FPIC の重要な役割が欠かせません。

その一方で、同居中に家庭内の暴力や歪んだ関係があった場合などは、早急な面会交流の実施が、子どもにとって過度な負担となると考えられます。それは子の福祉

に反する状況を招くことにつながるのではないかと考えます。第三者機関である援助者はトラウマや精神的恐怖心などから子どもや被害者の親を支え、守る役割も重要であると思います。

別居親との健康的な関係が継続されるための仕組みにあわせ、その一方で面会交流を真に子どもの福祉に資するものとするための制御のあり方についても検討する必要があります。

5 総合的な当事者支援の取り組み

面会交流が困難になっている家族は、当事者だけでは克服できない問題を抱えている場合があります。支援の現場では、さまざまな課題を抱える家族に対応し、適切な支援に繋ぎ、家族構成員みんなの福祉を実現する必要性を実感しています。

別居親との面会交流を継続的に実現するためには、期間を限って提供される面会交流支援だけでなく、当事者が抱えるさまざまな課題を克服するための支援、例えば、子育て支援、養育費支援や被害者のレジリエンス獲得のための心理的支援、またDV 加害者プログラムなど、総合的な福祉支援が必要です。

6 親ガイダンスと教育的働きかけの重要性

感情的な対立や葛藤から父母は自身の気持ちを整理し、離婚や別居が子どもに与える影響を考える視点をしっかりと持つことが重要な課題になります。その働きかけのひとつとなる親ガイダンスは重要な位置づけになると考えます。

都は、「東京都ひとり親家庭自立支援計画(第4期)」において、離婚前の早期から、離婚が子どもに与える影響や養育費・面会交流に関する講習会の取り組みを開始しました。

それに伴い「はあと」では、子どもの健全な成長を目的とした、子どもを中心に、子どもが喜び、親の愛情を確信できるような面会交流の実現に向けて親支援講座検討委員会を立ち上げました。

そこでは講座で使用するテキストの構成から始まり講座の内容に至るまで、専門の有識者5名と共に会を重ね検討して参りました。その成果として「もう一度、子どものことを考えてみよう 別居・離婚に直面しているお父さん、お母さんへ」と題する冊子を完成させた後、養育費や面会交流について、ともに学び、話し合う「離婚前後の親支援講座」が実現しました。

初回は早稲田大学法学学術院棚村政行教授・弁護士の講義「明日に向かって」、第2回は公益社団法人家庭問題情報センター理事、山口美智子氏の講義「次の一歩のために」と二人の講師をお迎えして、令和2年度の新規事業として、離婚前後の親支援講座を開催しました。いずれも子どもの健やかな育成という観点から、別居・離婚に直面している父・母に向けた講座内容であり、受講者のアンケートからは、

- ・離婚した親を持つ子がどのような気持ちなのかを知ることができた。
- ・次の一歩に進めたらと思えた。

- ・面会交流、養育費が子どもたちにもとても大切、必要だという点がわかり参考になりました。
 - ・離婚、面会等自分の人生、子の人生にとって、よりよい選択は何か、考えるための情報や相談機関があることを知ることができて良かった。
 - ・他人の意見や考えが聞けて参考になった。質疑応答の時間は大変有意義であった。
 - ・同じ境遇の人の話が聞けて少し心が落ち着いた。
 - ・抱え込んでいた自分に改めて気づいた。涙を流せて良かった。
 - ・子どものことを第一に考える必要性を感じました。
 - ・面会交流のこと、勉強になりました。
 - ・面会は嫌なことも多いですが、大事なことだと気持ちを入れ替えることができた。
 - ・グループワークはとても有意義で、みなさんのお話を聞けて良かった。
- など、力強い声が寄せられました。

7 課題は子どもの意思を尊重する仕組み

子どもがいる夫婦間の葛藤が限界を超えて、家庭生活を継続することができず、離婚に至る理由はさまざまであると思います。親の紛争とその間に挟まれ、親の離婚や別居を経験した多くの子どもたちは、一方の親と離れて暮らすことになります。親子の安定した生活の喜びの中で、その反面離れて暮らすことになった親に会えない寂しさや、離別の悲しみ、喪失感などの悩みを抱えながら、同居している親に素直に気持ちを伝えられず悩んでいる子どもは少なくないと思います。親の都合で子どもに制限をかけてしまうことは、決して望ましいことではないと思います。

面会交流の主人公は子どもです。子どもの年齢及び発達程度に応じて子どもの意見を十分に尊重し、子どもの最善の利益を優先して考慮し、子どもの健全育成を保障する仕組みが重要であると考えます。

8 君たちが大事だよ

面会交流は、子どもが離れて暮らしている親との絆を深めるとも大切な時間です。また、親を知り自分を知ること、心を豊かにし対人関係の基礎となります。

このように面会交流の意義は理解していても、過去の自分に囚われ苦しみが続く、悩まれている方は多いと思います。

親は子どもの健やかな成長を見守りながら、親自身も成長していくものと考えます。

「はあと」では、まず不安な状況から安心感を取り戻すことができるように、あせらず、寄り添いの支援を行います。途方に暮れ涙していた相談者が、気づきを得ると、大きな変貌を遂げられます。ご自身の困難に立ち向かう強さと、ぎりぎりの状況でにじみ出る叡智とたくましさで心打たれます。過去の自分と訣別し、前に進む力強い姿は、私達相談員に勇気と希望を与えてくれます。

新しい出発点に立ち「君たちが大事だよ」と言える子どもとの新しい関係づくりの支援。「はあと」が、真の面会交流の一助になれば幸いです。

アジア・太平洋地域におけるLAWASIAの存在意義 —子どもの生存・発達する権利と法の支配の視座から—

LAWASIA はアジア・太平洋地域の法曹団体及び法律家の団体であり、各国の司法制度等が適切に整備運用されるように協力し合い、地域社会の発展と国際交流を深めることを目的としています。アジア・太平洋地域は日本との関係も深く、法曹関係者が各国の司法制度、法律制度、家族制度等について意見交換し、交流を深め、他国の実情を知り地域の発展に寄与していることは非常に有意義なことであると思います。そこでLAWASIAの会員であり、当法人の顧問である若林昌子前理事長にLAWASIAの設立、活動の実態、家族法分野（子どもの生存・発達する権利等）における活動等について紹介していただきました。

1 はじめに

最近のアジア地域のニュースには心の痛む日々ですが、極めて厳しい時代を迎えた今、LAWASIAについて関心を持たれるのは何故なのか。改めて、その問題意識には希望の未来につながる可能性を感じます。

LAWASIAの家族・子ども法分野の活動は、子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child 1989年11月20日国連総会採択、1994年4月22日日本批准）と深い関係があることに注目し、子どもの生存・発達する権利を支えるLAWASIAの中核的目的地である「法の支配の確立」について再確認する必要性を共有したいとの思いから報告させていただきます。

2 LAWASIAの概要

LAWASIA（The Law Association for Asia and the Pacific）は、1966年にオーストラリアにおいて設立されたアジア太平洋地域の法律家の国際的組織です。その目的は域内における法の支配の確立、人権保障、各国法制度の相互理解の推進、法律家の育成などです。組織構成は域内の弁護士団体・関連する法律家団体、及び、あらゆる法分野の実務家、法学研究者などの個人会員ですが、LAWASIAの活動は世界的に注目され、域外からもイスラエル弁護士会、ドイツ連邦弁護士会も団体加入しています。さらに、LAWASIA主催の各分野の国際会議には世界中の法律関係者が参加しているといっても過言ではありません。具体的活動は、人権、家族、企業法務、環境問題、ADR、刑事司法など広範囲の法分野に及んでいます。

この地域の法制度は、大陸法、コモンロー、固有法など多様であり、法文化も司法権の独立性、司法へのアクセス、司法に対する信頼度など極めて多様であるのが特徴です。LAWASIAは、この多様な法制度、法文化を調和的に機能させる法律家のコミュニティの役割を

果たしてきました。活動の中心は、年1回の年次大会、年数回の専門会議、会員相互の支援活動などです。主な専門部会は、ビジネスロー、人権、家族法、ADRなどです。

3 家族と子ども法分野に関するLAWASIAの活動

LAWASIAは、先に触れた子どもの権利条約の潮流をアジアにおいて促進する趣旨から、1990年には家族法部会を創設し、1993年7月「家族法と子どもの権利世界会議第1回」をオーストラリア法律家協会、USA法律家協会、ユニセフと共催するに至りました。この世界会議は、子の最善の利益の実現をめざし、4年ごとに開催され、数十ヶ国から弁護士、裁判官、法学研究者、政府、非政府団体、心理学研究者、医療専門家、社会科学研究者等が参加します。

第1回世界会議のテーマは、「子どもの保護」、「家族法の領域と医学及び心理学領域との交錯」、「子どもの国際的保護をめぐる家族法領域での国際協力」、「伝統的家族関係・非伝統的家族関係より生じる財産的・社会的問題」でした。セッションの各報告テーマは52に及びました。特に示唆をうけたのは、父母の離婚問題と子どもの監護問題の相関性を制度として充実させるための離婚制度の在り方でした。この世界会議第8回は2021年7月にシンガポールで開催予定です。

さらに、LAWASIAは独自の家族法と子どもの権利に関する国際会議を2年おきに開催し、第5回家族法国際会議は2014年7月5日から3日間のプログラムにより札幌で開催されました。主なテーマは、「子の奪取に関するハーグ条約実務における司法機能の国際的協働」でした。Yanghee Lee (Korea) 教授の基調講演に感銘を受けましたが、最近の韓国家族法制の先進性は、学問的成果に忠実な法制度構築の実現を果たしているのではないのでしょうか。

4 家族法分野の我が国におけるLAWASIA 関連活動

LAWASIA 家族法部会が創設された翌年1991年には日本ローエイシア友好協会も家族法部会を設立し、「家族法と子どもの権利世界会議第1回」以来、国際会議への参加を積極的に行っています。特に、東京で開催された1975年、2003年、2017年の年次大会における各家族法関連セッションの概要について触れます。

1975年大会では、家族法関連セッションでは、「家族法における女性の地位」がテーマでした。2003年大会では、大会テーマ、「躍動するアジア・太平洋地域における法の現状と将来」のもと、参加国28か国、参加者数1060名であり、元国連難民高等弁務官緒方貞子氏の基調講演「アジアの難民問題の今日的課題」に始まり、家族法部門のセッションも充実していました。例えば、オーストラリアのJohn Brennan 弁護士による「子の監護者決定審理における子どもの意思」(Children's Wishes in Custody Proceedings)の報告には、「子の最善の利益」実現の実効性に示唆を受けました。

2017年9月開催の第30回年次大会のテーマは、「法の支配による大いなる飛躍～ローエイシアの軌跡とこれからの役割」であり、そのプログラムは、ビジネスロー、人権、家族法、公益などの分野に及び、家族法関連では、「高齢社会と法的対応」、及び「養育費の算定及び効果的回収に関する各国の制度と国際的事案への対応」のテーマによるセッションが行われました。特に、オーストラリアの養育費回収制度は所得税に類似したシステムにより履行率7割との報告がなされ、試行錯誤の末、司法と行政の連携制度による実績が目されました。

日本ローエイシア友好協会家族法部会は、理論と実務の架橋の場として充実した活動を行っていますが、以下、その主な活動に触れます。

2013年11月国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 (Convention on the Aspects of International Child Abduction・以下ハーグ条約という。)の批准を目前に控え、「ハーグ条約の円滑な実施に向けて」をテーマとするシンポジウムを開催しました。パネリストとして、外務省ハーグ条約室長西岡達史氏、東京家裁松谷佳樹判事、東京大学早川真一郎教授により最高の成果を得ました。

2016年には、「成年後見制度と障害者権利条約の整合性」をテーマとするシンポジウムを開催し、岡孝教授による基調報告、赤沼康弘弁護士、床谷文雄教授、新井誠教授のコメントにより、国連障害者権利条

約 (Convention on the Rights of Person with Disabilities 2006年12月13日国連総会採択、2014年1月20日日本批准)からみた日本の後見制度の問題の所在及び課題について本質的議論がなされました。

2017年には、大谷美紀子弁護士の国連子どもの権利委員会委員就任の記念講演、2018年には、子どもの養育費の現状と改善のための具体的方策について、佐野みゆき弁護士、棚村政行教授の報告、2019年には「民間型ADRにおける子どもの代理人について」筆者の報告、2020年には「嫡出推定・否認制度をめぐる理論・実務上の課題」をテーマとして、宇田川公輔裁判官、棚村教授、高橋良弁護士による報告がなされました。

5 子どもの生存・発達する権利を支える法の支配

日々、子どもの生存・発達する権利の実現に関わる実務現場にとって、その支えになる子どもの権利条約の基本的理念である子どもの生存・発達する権利 (条約6条)、子どもの最善の利益原則 (同3条)、子どもの意見表明権 (同12条)は、活動の原点ではないでしょうか。日々向き合う面会交流支援、養育費履行確保支援などは、子どもの人格形成、健康な心身の成長を支援し、子どもの未来に希望をもたらすものでありたいと願うものです。

LAWASIA の基本的理念である法の支配は子どもの生存・発達の権利保障、現実化を支えることはいまでもありません。ただ、LAWASIA 参加地域には、法の支配 (Rule of Law) について、Rule by Law (法治主義)と解釈する国もあります。幸いにも日本国憲法は、①人権の保障 (第3章)、②憲法の最高法規性 (10章)、③司法権重視 (76条、81条)、④適正手続の保障 (31条)により、あるべき「法の支配」を充足しています。

このように、「法の支配」については歴史的、国際的に多義的ですが、LAWASIA の目指す法の支配は、Rule of Law であり、人類普遍の基本的原理である個人の尊厳尊重、民主主義につながる立場です。

ユニセフ子どもの幸福度調査における日本の子どもの幸福度は、精神的幸福度について特に悲惨ですが、児童虐待、子どもの自殺率の増加傾向など深刻な社会的現状に対する問題意識が問われます。子どもの健やかな成長の実現は、父母の養育責務であると同時に、これを支援する公的責務を如何に実効性のあるものにするか、公的機関、民間組織など社会全体の責務であることを再確認し、子どもの生存・発達する権利が保障され、子どもの権利条約が生きている社会の実現を願い、その深化を目指したいものです。



宝くじ桜



一輪車



ドリームジャンボ
絵本



宝くじは、



図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、さまざまなかたちでみなさまの豊かな暮らしに役立っています。



救急普及啓発
広報車



遊具



移動採血車



青色回転灯
パトロール車



下水道啓発
パンフレット



自然公園案内
映像展示設備



一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。